

# 第 1 章

# 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

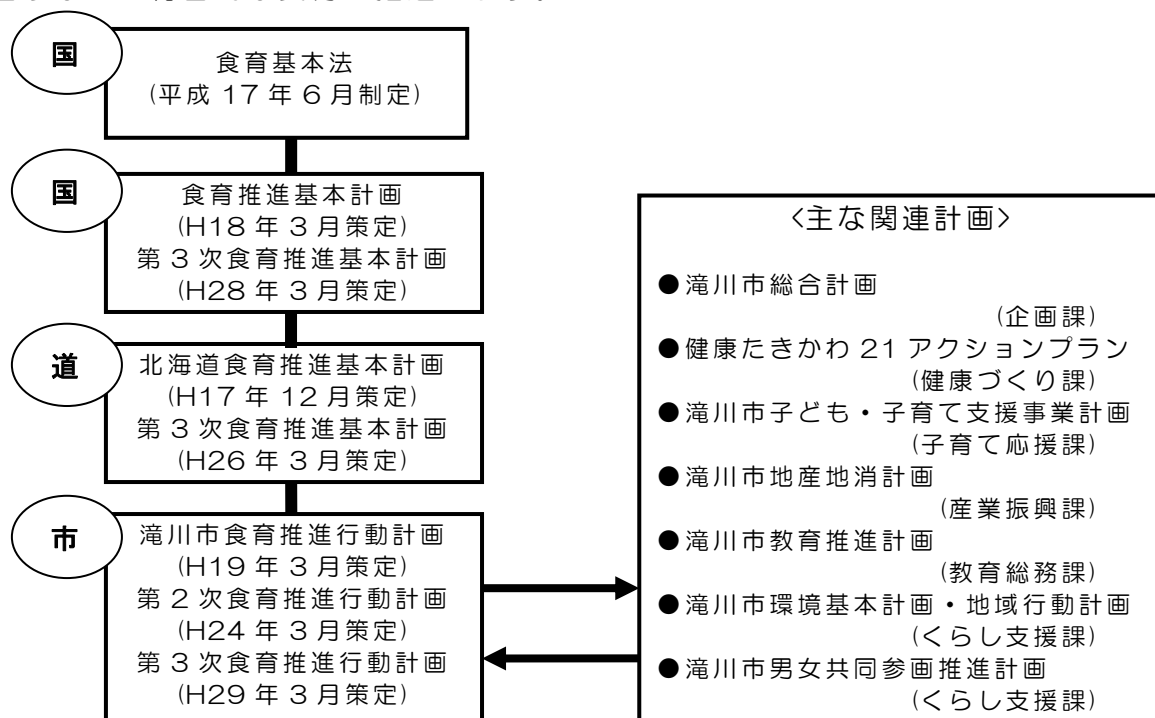
滝川市では、平成 17 年 6 月制定された食育基本法、平成 18 年 3 月制定の食育基本計画に基づき、平成 19 年 3 月に、滝川市食育推進行動計画を策定し平成 24 年 3 月に第 2 次滝川市食育推進行動計画を策定しました。第 2 次計画は、平成 28 年度までを計画期間とし「食を大切に作る心を育みます」を基本理念として、「家族みんなで楽しい食卓毎日食べよう朝ごはん」を目標に掲げ、市民・関係団体・生産者・関係機関・行政が連携して、家庭や地域、生産者、保育所、学校での取組みなど、食育に関する普及啓発を行ってきました。また、関係者による食育推進市民会議の設置や食育を推進するボランティアの育成に努め、食育を推進してきました。

しかし、依然として食を取り巻く様々な問題は顕在化しており、その解決に向けて、引き続き市全体での取組みを進めることが必要です。そのためには、前計画を見直し課題の解決に向けて取組み更なる充実を図り、事業効果を高めていく必要があります。

これらを踏まえ、前計画の基本理念等を踏襲し、今後の本市の食育に関する取組みを総合的かつ計画的に進めるために、第 3 次滝川市食育推進行動計画を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進行動計画として位置づけられます。食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各計画と連携を図りながら総合的な食育を推進します。






### 3. 計画期間

食育推進行動計画は、市民一人ひとりが食育を実践するときまた、食育が各関係機関・団体と連携し食育を推進するときの「道すじ」となるもので、食育内容について共通の認識を持つための『ツール』としての役割を果たします。

この計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化に対応するため随時見直しを行います。

	28	29	30	31	32	33	34	
第 2 次食育推進行動計画実行 H22~H28								
第 3 次食育推進行動計画策定 第 3 次食育推進行動計画実行 H29~H33								
次期食育推進行動計画策定						